

訴 状

令和4年(2022年)6月9日

さいたま地方裁判所川越支部御中

原 告 川 合 善 明

(送達場所)

〒350-0857 埼玉県川越市大字松郷

TEL

原 告 川 合 善 明

〒350-1105 埼玉県川越市今成

TEL

被 告 小 林 薫

損害賠償請求事件

訴訟物価額 金 300万円

貼用印紙額 金 2万円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、金300万円及びこれに対する令和4年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、平成21年2月8日川越市長に就任し、現在までその職にある者である。

- 2 被告は、住所地に居住する川越市議会議員である。職業は落語家（高座名三遊亭窓里）で、令和4年6月1日現在、市議在職は7期目（在職27年と1月）である。

## 第2 不法行為（名誉毀損行為）

### 1 ブログによる誹謗中傷文章等掲出行為

被告は、インターネットで公開している「三遊亭窓里のブログ」に、令和4年3月1日から同年5月31日までの間18回にわたり、別紙1記載の通り、原告を誹謗中傷する文章、及び原告を誹謗中傷する文章を含む文書の写真、を掲出した。（甲第1号証から甲第18号証）

それぞれの文章、写真は掲出日から今日まで継続して掲出されている。

### 2 フェイスブックによる誹謗中傷文章等掲出行為

被告は、自身がインターネットで公開している、フェイスブック（のタイムライン）上に、令和4年3月8日から同年5月31日までの間8回にわたり、別紙2記載の通り、原告を誹謗中傷する文章、原告を誹謗中傷する文章を記載した文書の写真、を掲出した。（甲第19号証から甲第25号証）

それぞれの文章、写真は掲出日から今日まで継続して掲出されている。

### 3 損害

(1) 被告の前記1、2記載の行為は、原告の社会的評価、信用を貶める目的で「原告が強制わいせつ罪の犯行をした」等の虚偽の事実を、インターネット上に公開され誰でも閲覧できる被告のブログ及びフェイスブックを通じて広くかつ長く世間に流布させることを意図した、極めて悪質な行為である。

(2) 被告は、平成28年、訴外松本州弘（「行政調査新聞社」の主宰者）が作成した、原告を中傷する内容の「官製談合疑惑ピラ」の写真を被告のブログに掲出した際も、また、「被告の次男の死を喜ぶ「川越市民」は原告又は原告に極めて近い者である」とする（ブログ）記載を掲出した際も、ストーカー的行為と言えるほど極めて多数回にわたり執拗に同じ誹謗中傷行為を繰り返している。

本件誹謗中傷行為も、令和4年3月1日から3か月の間に、すでに合計25回繰り返している。

(3) 原告は、被告の前記1、2の行為により、その名誉を著しく毀損された。

「嘘も百遍言えば本当になる」という言葉があるが、特に男性にとっての女性関係に関する情報は、反復継続して掲出・提供されると、それが何の根拠もない全くの虚偽情報であっても、人柄を直接知る機会がない多くの人には「(その様なことは)有り得るだろう。」という印象をいだかせるものであり、原告の社会的評価を低下させる効果、危険性は大きい。

ましてや、被告は川越市において四半世紀以上に亘りその職にあるベテラン議員、最古参の市議会議員である。長きに亘り市議会議員という公職にある者が、一時の感情に任せての発言ではなく、文章・文書により公表流布させようとするのである以上、裏付けがある事実であろう、真実のことであろうという印象を一般人に抱かせる効果は大きく、原告の名誉を著しく毀損するものである。

(4) 被告が、原告を誹謗中傷する文章をブログに掲出したり、原告を誹謗中傷する内容を含む文書の写真を掲出するのが今回初めてではないことは、前記(2)の通りである。

本件誹謗中傷行為は、原告に対する強い悪意に基づく計画的行為であり、つい口が滑ったとか一時的な感情に任せて発せられた誹謗中傷の言葉とは全く異なる。

(5) 以上の事情から、原告が被った損害を金銭に換算すれば、金300万円を下らない。

### 第3 結び

よって、原告は被告に対し、民法第709条に基づき、不法行為による損害賠償として金300万円及びこれに対する最後の不法行為の後の日である令和4年6月1日から支払い済みまで民事法定利率年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

## 証 拠 方 法

甲第1号証	三遊亭窓里のブログ	令和4年(2022年)3月8日の記載
甲第2号証	同	同年3月25日の記載
甲第3号証	同	同年4月6日の記載
甲第4号証	同	同年4月12日の記載
甲第5号証	同	同年4月14日の記載
甲第6号証	同	同年4月15日の記載



甲第7号証	同	同年4月18日の記載
甲第8号証	同	同年4月20日の記載
甲第9号証	同	同年4月21日の記載
甲第10号証	同	同年4月22日の記載
甲第11号証の1	同	同年4月28日の記載
甲第11号証の2	同	同上日の記載の一部（写真）を拡大したもの
甲第12号証	同	同年5月10日の記載
甲第13号証	同	同年5月19日の記載
甲第14号証	同	同年5月20日の記載
甲第15号証	同	同年5月23日の記載
甲第16号証	同	同年5月24日の記載
甲第17号証	同	同年5月26日の記載
甲第18号証	同	同年5月31日の記載
甲第19号証	三遊亭窓里のフェイスブック	令和4年3月8日の記載
甲第20号証	同	令和4年3月25日の記載
甲第21号証	同	令和4年4月21日の記載
甲第22号証	同	令和4年4月28日の記載
甲第23号証の1	同	令和4年5月19日の記載
甲第23号証の2	同	同上日の記載の一部（写真）を拡大したもの
甲第24号証	同	令和4年5月24日の記載
甲第25号証の1	同	令和4年5月31日の記載
甲第25号証の2	同	同上日の記載の一部（写真）を拡大したもの

## 添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証副本	各1通